No. 261036

電子入札執行に関する事項等

1　入札執行に関する事項

項目	内容
事　業　名	東松山市市民福祉センター屋内消火栓設備ポンプ更新工事
入札保証金	免　　除
設計図書（仕様書）	入札情報公開システムからダウンロードするものとする。ただし、やむを得ない事情によりダウンロードができない場合は、その旨申し出ること。
入札金額見積内訳書	埼玉県電子入札共同システムにより内訳書が必要となっている案件については、提出すること。その場合、内訳書の合計金額と入札金額は一致のこと。
質疑受付	質疑の締切りは指名通知日の４日後（休日を除く）正午までとし、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システムによる質疑の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。また、質疑を提出した際は、受信確認の電話を必ず行うこと。
質疑回答	質疑の回答は質疑締切りの翌々日（休日を除く）の15時までに電子入札システム上に掲示する。 ※入札参加者は、質疑の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質疑に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお質疑に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。 ※また、入札参加者から質疑がない場合でも、入札情報公開システムの発注情報や電子入札システムの質疑に対する回答を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。
入札期間	質疑回答後から開札日前日（休日を除く）の16時まで
注意事項	(1)　埼玉県電子入札共同システムに登録された事項のほか、東松山市契約規則、東松山市公共工事等電子入札運用基準、東松山市競争入札等参加者心得、入札参加資格者の遵守事項によること。（詳しくは、次のＵＲＬをご覧願います。） https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/5/1316.html (2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載（入力）すること。 (3)　入札に参加する者の数が１者であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、再度入札のときはこの限りではない。 (4)　入札回数は２回までとする。 (5)　入札を希望しない場合には、参加しないことができる。埼玉県電子入札共同システムにより辞退届を提出すること。 (6)　開札後は必ず入札情報公開システムで入札結果を確認すること。 (7)　本事業の履行に当たり、必要な資格等がない場合は、入札することができません。

2　契約の特定条件

項目	内容
契約保証金	請負代金額の１０分の１以上。ただし、東松山市契約規則第１７条の規定により契約保証金の免除ができる場合には、免除する。
前　金　払	契約金額200万円以上の場合、契約金額の40%以内とする。
中間前金払	契約金額200万円以上、かつ、工期が２か月を超える場合、契約金額の20%以内とする。
部　分　払	無し
事業期間	契約確定の日から　令和8年10月30日　まで
その他	建設リサイクル法対象工事の場合は、落札後、所定の書類を提出すること。